

能勢町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽（環境配慮型）を設置するものに対して、能勢町補助金交付規則（昭和47年10月27日規則第49号以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することにより、合併処理浄化槽設置の促進を図り、もって生活排水による公共水域の水質汚濁の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合すること
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下BODという。）除去率が90パーセント以上であること
 - ウ 放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日平均値）以下にすることができる機能を有すること
 - エ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省通知）に適合するものであること
 - オ 処理対象人員10人以下のもの
- (2) 窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽（環境配慮型） 前号に該当する合併処理浄化槽であって、放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム（日平均値）以下にすることができる機能及び別表1の消費電力基準以下の能力を有するものをいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもの（併設された店舗等の床面積が2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる地域に居住する者であって、専用住宅に窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽（環境配慮型）を設置する者に対し、設置に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付する。但し、補助金の交付は同一敷地内においては、1回限りとする。

- (1) 公共下水道事業計画区域以外の区域
 - (2) 農業集落排水供用開始区域以外の区域
 - (3) その他町長が認める区域
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 標準型の合併処理浄化槽を設置するもの
- (2) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに高度処理型合併処理浄化槽を設置するもの
- (3) 販売目的で高度処理型合併処理浄化槽付住宅を建築するもの
- (4) 住宅等を借りているもので、賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 専用住宅を継続的に使用すると認められないもの
- (6) 同一敷地内の生活排水を全て合併処理浄化槽に接続できないとき
- (7) 町税の滞納があるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表2左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる限度額とする。

（交付申請）

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽を設置する日の属する年度の2月1日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- (2) 設置場所の付近見取図
- (3) 申請者と工事施工業者との工事請負契約締結を証する書面
- (4) 住宅を借りているものは、賃貸人の承諾書
- (5) 保証登録証（市町村用）
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）[申請書添付用]
- (7) 納税証明書（申請者が転入の場合は不要）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（事業変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の

遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度3月1日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定点検依頼書の写し
- (3) 施工写真
- (4) 浄化槽設置工事チェックリスト
- (5) 住民票（申請者が転入の場合）
- (6) 浄化槽設置に要した費用の領収書
- (7) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額決定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は前条の規定による補助金の交付額の確定後、請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第11条 町長は補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(証拠書類の保存)

第13条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿等その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(工事の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(期間)

第15条 この要綱の有効期間は平成29年4月1日から、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1（第 2 条関係）

消費電力基準（通常型、BOD10 mg/L 以下、りん除去型）（単位 w）

人槽区分	消費電力 （通常型）	消費電力 （BOD10 mg/L 以下）	消費電力 （りん除去型）
5 人槽	39	53	83
7 人槽	55	75	90
10 人槽	75	102	157

別表 2（第 4 条関係）

人 槽 区 分	限 度 額
5 人槽	360,000円
6 人槽～ 7 人槽	462,000円
8 人槽～ 1 0 人槽	585,000円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

能 勢 町 長 様

住所
申請者 氏名

⑩

浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、能勢町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所の地名地番 能勢町
- 2 交 付 申 請 額 金 円
- 3 専用住宅の所有者 (1)本人 (2)共有(人) (3)その他()
- 4 着 工 予 定 年 月 日 年 月 日
- 5 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
 - (2) 設置場所の附近見取図
 - (3) 申請者と工事施工者との工事請負契約締結を証する書面
 - (4) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (5) 保証登録証(市町村用)
 - (6) 登録浄化槽管理票(C票)[申請書添付用]
 - (7) 納税証明書(申請者が転入の場合は不要)
 - (8) その他町長が必要と認める書類

誓約事項

本浄化槽設置後に、能勢町が実施する公共下水道又は農業集落排水の整備がなされ、排水処理が可能となった場合には、本浄化槽を廃止し速やかに当該排水設備に接続することを誓約します。

浄化槽等の概要

事 項		内 容
浄 化 槽	製造業社名	
	処 理 方 式	
	放 流 水 質	
	人 槽	人槽
	型 式 名	
	型式認定番号	
浄化槽 工事業者	名 称	
	住 所	
	登録又は届出番号	知事（ ー ）第 号
	浄化槽設備士名	
	免状交付番号	第 号

第 年 月 日 号

（申請者） 様

能勢町長

印

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、下記の条件を付して、 円交付します。

記

交付条件

- （１）事業完了期限
補助対象者は、 年 月 日までに補助事業を完了してください。
- （２）承認事項
補助対象者は、（１）の規定の期限までに補助事業を完了することができない場合又は遂行が困難となった場合は、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けてください。
- （３）実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 箇月以内又は当該年度 3 月 1 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- （４）補助金の確定等
町長は、（３）の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知する。
- （５）交付金の交付等
補助金は、（４）の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付します。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 年 月 日

（申請者） 様

年 月 日付で申請のありました合併処理浄化槽設置整備事業
費補助金については、下記の理由により不交付します。

年 月 日

理由

能勢町長

印

様式第4号(第7条関係)

事業変更承認申請書

年 月 日

能 勢 町 長 様

住所 能勢町
申請者 氏名

印

年 月 日付、第 号で補助金交付決定通知
のありました合併処理浄化槽設置整備事業費補助金について、下記のとおり申
請内容を変更(中止・廃止)したいので承認願います。

記

1. 補助金申請内容の変更
2. 補助事業の中止
3. 補助事業の廃止

(理由)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

能 勢 町 長 様

住所 能勢町
申請者 氏名

印

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付、第 号で補助交付決定通知
のありました上記補助事業を完了しましたので、能勢町合併処理浄化槽設置整
備事業費補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおりその実績を報告しま
す。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 事業完了年月日 年 月 日
3. 添付書類
 - (1) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務契約書の写し
 - (2) 浄化槽法定点査依頼書の写し
 - (3) 施工写真
 - (4) 浄化槽設置工事チェックリスト
 - (5) 浄化槽設置に要した費用の領収書
 - (6) 浄化槽使用開始報告書の写し
 - (7) 申請時に能勢町外の方は、能勢町に転入した住民票（原本）
 - (8) その他

浄化槽設置工事チェックリスト			
対象者氏名			
検査項目		チェックのポイント	欄
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	生活排水は全て接続されているか。	
		雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4	升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点、及び一定間隔毎に適切な升が設置されているか。	
5	流入管渠、放流管渠、空気配管の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
		コンクリートスラブが打たれているか。	
8	漏水の有無	漏水が生じてないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触曝気槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
11	曝気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いていないか。	
13	ポンプ設備、（流入ポンプ、及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
		ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		計画どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプがしっかり固定されているか。	
		ポンプの取り外しが可能か。	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14	ブロワーの設置、稼働状況	防止対策がなされているか。	
		しっかり固定されているか。	
		アースがなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	
浄化槽の名称		認定番号	登録番号
上記のとおり確認したことを証します。			
年 月 日		担当浄化槽設備士氏名	㊞
浄化槽設備士免状の交付番号			

第 年 月 日 号

(申請者) 様

能勢町長 印

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、能勢町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

補助金交付決定額 円

請 求 書

金額 円

ただし、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として上記の金額を請求します。

年 月 日

能 勢 町 長 様

住所 能勢町
補助対象者 氏名 印

支払場所の指定	1	支払指定金融機関 又は支払場所				
	2	本書の金額は、下記の口座に払い込み願います。				
		口座開設場所 及び預金種別	銀行	支店	普通 当座	
		口 座 名 義	(フリガナ) 氏 名			